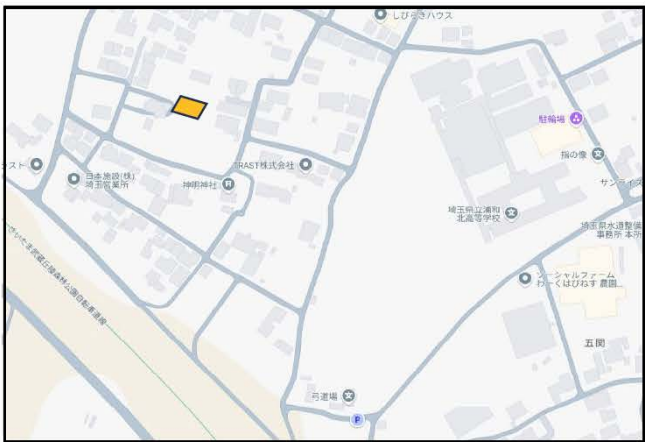
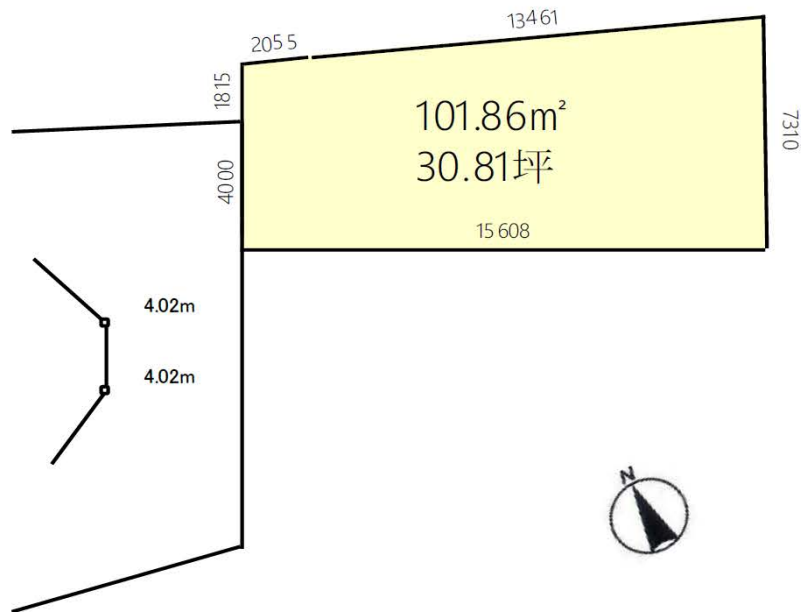


貸地

桜区塚本



駐車場・資材置場等に最適



【都市計画法第34条1号区域】

- ◎社会福祉施設
- ◎理美容施設
- ◎医療施設
- ◎飲食施設
- ◎保育施設
- ◎自動車整備施設
- ◎日用品販売施設
- 等の建築行為は可能です。

※図面と相違する場合は現況優先とする

物件概要

賃料	B区画 35,000円
敷金	2ヵ月
礼金	1ヵ月
所在地	さいたま市桜区塚本26番2 の一部
面積	101.86㎡ (30.8坪)
現況	更地（砕石敷）/境界ブロック積
都市計画	市街化調整区域
引渡時期	即可
契約期間	3年間（更新可）
設備	公営水道
備考	◆市街化調整区域につき建築行為は出来ません。 …建築には開発許可が必要です。 ◆一年未満の解約の場合 …短期解約違約金が賃料の一ヵ月分。 ◆保証会社へは原則加入して頂きます。 ◆退去時、敷金1ヶ月償却

20年間の実績 事業用不動産専門店にお気軽にご相談してください。

048-423-5568
info@souko.tokyo

〒333-0844
埼玉県川口市上青木4丁目2-17 埼玉県知事免許(3)第22232号
株式会社さかす不動産 TEL: 048-268-3170 FAX: 048-423-5581

■取引態様 媒介

※成約時、仲介手数料1ヶ月分申し受けます。
※図面と現況が異なる場合は現況を優先します。